

参考資料・平成23年度質問事項(工事)

災害応急対策活動の基本協定 募集要項 に関する質問及び回答 (工事関係)

質問 1

基本協定参加資格確認申請書(別記様式4)

基地となる本・支店・営業所に常駐する技術者とは、

※に技術者は実人数とあります。

常駐する技術者は仕事を受注した場合、現場にて常駐するようになり、その時点で支店営業所で常駐する人数が把握出来ないのです。

常駐の意味をどんなふうに、とらえたら良いのでしょうか。

回答

基地となる本・支店・営業所が、「勤務の本拠地」であればよい。

質問 2

①基本協定締結説明書 2応募資格(6)

①「総括的に管理する技術者は、専任の義務を有しない。」とありますが、その者が、土木工事の専任の技術者として、従事することは出来るのでしょうか？(一般競争入札の参加資格申請の際に、主任技術者として、だせるかどうか)

②総括する管理者について

資格を満たせば、役員でもよいですか？

回答

①②とも、問題ありません。

質問 3

申請する技術者についての質問

1 会社の専任技術者を申請してもよろしいですか。

回答

問題ありません。

(専任義務はありません。)

参考資料・平成23年度質問事項(調査)

災害応急対策活動の基本協定 募集要項 に関する質問及び回答
(調査関係)

質問 4

(災害応急活動等に関する基本協定(調査関係)に関する質問)

様式一4『活動の実施体制』で、緊急時に準備できる従事者数を保有資格者別に記載するようになっています。

保有資格者とは技術士,RCCM、測量士等に区分し、それぞれの人数を記載するのでしょうか。

回答

募集要領(調査関係)2(6)②の資格毎の人数を記載してください。

質問 5

「基本協定参加資格申請書」(別記様式4)に「○緊急時に準備できる従事者数を保有資格別に記載して下さい。」とあり、下段には「※普通作業員以上を記載してください。」とありますが、保有資格のない作業員を記載してもよろしいでしょうか。

回答

保有資格のない作業員を記載していただいて結構です。(普通作業員○人としてください。)

質問 6

別記様式4 下から3行目

「緊急時に準備できる従事者数を保有資格別に記載して下さい。」

一般的には下記の例1と思いますが例2、例3も可能なのでしょうか。

例1	※橋梁 本活動を総括的に管理する技術者 本活動の実務を担当する技術員	技術士(鋼構造及びコンクリート) RCCM(鋼構造及びコンクリート) 無資格ですが橋梁設計に従事
例2	※橋梁 本活動を総括的に管理する技術者 本活動の実務を担当する技術員	技術士(鋼構造及びコンクリート) RCCM(鋼構造及びコンクリート) RCCM(道路) 測量士
例3	※道路 本活動を総括的に管理する技術者 本活動の実務を担当する技術員	RCCM(道路) 測量士

別記様式4 下から4行目

〇〇人

普通作業員以上の合計人数でしょうか。

回答

○本活動を総括的に管理する技術者

○本活動の実務を担当する技術員

とは別に○緊急時に準備できる従事者数を保有資格別に記載して下さい。(上記技術者・技術員も人数に含みます。)

記載例

技術士	(道路)	〇〇人
	(土質・・)	〇〇人
RCCM	(道路)	〇〇人
	(鋼橋・・)	〇〇人
測量士		〇〇人
普通作業員		〇〇人